

### 施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)			
(6)食品の安全安心に関する調査・研究の推進	ア 農薬の使用量低減のための研究の推進	36,化学合成農薬低減に向けた試験及び普及(件/年)	2	3	県産農産物栽培における化学肥料低減のための試験研究及び普及を実施します。	営農支援課
	イ 食中毒についての調査研究	37,食中毒菌汚染実態調査検体数(調査実施予定検体数の達成率)(%/年)	139	100	食品の食中毒菌汚染実態調査実施要領に基づき、汚染食品を排除し、食中毒発生の未然防止対策を図るため、流通食品の細菌汚染実態調査を実施します。	業務生活衛生課
		38,シガテラ対策に係る調査研究(調査実施予定検体数の達成率)(%/年) →新規	—	100	本県以外での発生は稀なシガテラは、県内では毎年発生し食中毒発生件数の上位であるため、流通している魚類のシガテラ含有量、魚種等の調査を行い、効果的な対策を図ります。	業務生活衛生課、水産課
	ウ 食品衛生検査施設における信頼性の確保	39,内部点検の実施施設数(施設/年)	8	8	食品衛生検査施設における検査を正確かつ迅速に実施するためには、日々の管理業務が重要であるため、その適正管理状況を確認するための内部点検を行います。	業務生活衛生課
		40,精度管理(微生物・理化学)の実施回数(回/年)	2	2	食品衛生検査施設における検査を正確かつ迅速に実施するためには、日々の業務管理が重要であるため、その適正管理状況を確認するための内部点検を行います。	業務生活衛生課
	41,外部精度管理調査への参加施設数(施設/年)	3	2	本県の食品衛生検査施設の検査精度を全国レベルで確認するため、(一財)食品薬品安全センターが実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けます。	業務生活衛生課	

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)			
(7)緊急事態における体制の維持・強化	ア 緊急時の関係各課の連携の推進	42,緊急時の関係各課の連携の推進	—	随時	緊急事態が発生した場合は、沖縄県健康危機管理対策要綱等にて対応し、全庁的な対応が必要な場合には、沖縄県食品の安全安心推進本部会議を開催し、的確な対応と拡大防止に努めます。	業務生活衛生課

随時：必要に応じて実施するため、目標値は設定していない。詳細は第4章以降の各施策の数値目標の考え方を参照。

## 施策4 食品の安全安心に関する理解促進

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)			
(8)安全安心な食品に関する知識の普及啓発	ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発	43,消費者への啓発のための講座実施回数(回/年)	17	6	エンカル(倫理的)消費の観点から、食品についての正しい知識を普及させるための講座を実施します。	生活安全安心課
		44,食中毒予防イベント回数(回/数)	6	6	消費者を対象にイベントを開催し、食中毒予防のための衛生管理に関する知識の普及啓発活動を行います。	業務生活衛生課
	イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進	45,給食だより等の発行数(回/年)	11	11	学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心確保について、情報提供、普及啓発活動を推進します。	保健体育課
	ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応	46,学校給食アレルギー献立表の発行数(回/年)	11	11	学校給食アレルギー献立表(詳細な献立表)を事前に学校・家庭に配布し、給食時において誤食がないよう給食の安全の確保について情報提供を行います。	保健体育課

## 施策5 安全安心な県産食品の推奨

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)			
(9)優良な県産食品の推奨	ア 優良県産品の推奨	47,優良県産品の宣伝・普及啓発(回/年)	10	10	優良県産品の展示・宣伝、普及啓発に取り組みます。	グローバルマーケット戦略課

## 施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)			
(10)食品に関する正しい情報の提供	ア 迅速な情報提供の推進	48,食品の安全安心に関する情報の発信(回/年)	10	随時	沖縄県のホームページにおいて、食品の自主回収や緊急情報など食品の安全性に関する情報提供を行います。	業務生活衛生課
		49,食中毒関連情報の発信数(回/年)	10	随時	食品による健康被害の拡大防止及び再発防止を図るため、必要に応じて、食中毒に関する情報を発信します。	業務生活衛生課
	イ 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供	50,県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信→新規	—	随時	食品関係を所管する幹事課より、食物アレルギーや食中毒防止に関する情報、リーフレット等の提供を受け、ツーリズム産業団体と連携し観光客へ周知していきます。	観光振興課
		51,在住外国人への食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信→新規	—	随時	在住外国人へ食品の安全安心に関する知識の普及啓発のため、食品関係を所管する幹事課と連携し、多言語に対応したリーフレット等を活用し、情報を発信していきます。	交流推進課
(11)意見交換会の充実	ウ 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催回数	52,食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数(回/年)	1	1	食品の安全安心の確保について、食品関連事業者及び消費者等を対象に意見交換会や講習会等を開催します。	業務生活衛生課

随時：必要に応じて実施するため、目標値は設定していない。詳細は第4章以降の各施策の数値目標の考え方を参照。

## 第4章 施策の展開

### 目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

#### 施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

##### 基本施策 (1) 安全安心な農産物の提供の推進

安全で安心な農産物を供給するためには、基準値を超えた農薬が農作物に残留しないよう、農薬の適正使用を徹底し、農薬の低減化に向け、自主管理体制の構築を推進するとともに、農作物の収去検査を引き続き行うことが必要です。

#### ア 生産現場における農薬の適正使用（営農支援課）

##### <取り組みのポイント>

- 農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正な販売・管理を推進し、無登録農薬等の流通防止のための監視・指導を実施します。
- 農家等の農薬使用者を対象に、講習会を開催し、農薬の適正使用を促進します。

#### 目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
1 農薬販売店に対する立入検査件数（件／年）	108	100
2 農薬適正使用講習会の開催回数（回／年）	17	10

#### 【数値目標の考え方】

- 1 農薬販売店に対する立入検査件数  
県内全域で、農薬の取扱量の多い販売店を中心に、立入検査を行うことを目標値としています。
- 2 農薬適正使用講習会の開催回数  
県内全域で、主に生産農家を対象に、年間10回の講習会を開催することを目標値としています。

#### イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み（営農支援課）

##### <取り組みのポイント>

- 生産工程における適切な管理、生産方法を示すための手法であるGAP（農業生産工程管理）を生産者に対して普及します。
- 化学肥料や化学合成農薬の低減による環境保全型農業の生産方式に取り組んでいる農業者の認定制度であるエコファーマーの育成を推進します。
- 化学合成農薬や化学肥料の削減等により生産された農産物を「沖縄県特別栽培農産物」として認証する制度を普及啓発し、認証を推進します。

## 目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
3 国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数 (経営体 / 年)	5	5
4 環境保全型農業実践数 (件 / 年)	2,006 (2施策合計)	2,502

### 【数値目標の考え方】

- 3 国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数  
毎年度、国のガイドラインに基づいたGAPを5経営体に導入することを数値目標としています。
- 4 化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマーの認定件数及び特別栽培農産物認証件数の合計を環境保全型農業の実践数（累計）として、毎年度75件の認定・認証を目標と設定し、令和11年度には2,502件の環境保全型農業の実践数を目標としています。

### 用語の解説

#### GAP（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）

農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいい、食品の安全生向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組です。

#### エコファーマー

エコファーマーとは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第4項第1号に関する環境負荷低減事業活動実施計画を立て、沖縄県知事の認定を受けた農業者のことを言います。実施計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しての販売ができます。



#### 特別栽培農産物認証制度

化学合成農薬や化学肥料の使用回数及び使用量を低減する等、一定の要件を満たして生産された農産物を特別栽培農産物として沖縄県が認証します。

認証を受けた農産物は、県の認証を受けた旨を表示する認証マークを貼付し、出荷・販売ができます。

## ウ 残留農薬検査等の実施（薬務生活衛生課）

### <取り組みのポイント>

- 販売店等から収去した農産物について残留農薬の検査を実施し、検査結果については、生産者及び関係課にフィードバックし、農薬の適正指導を行います。
- 生産者団体等に対して、残留農薬の自主検査を推進します。

### 目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
5 流通農産物の残留農薬検査（検査実施予定数の達成率）（％／年）	110	100

### 【数値目標の考え方】

- 5 流通農産物の残留農薬検査数  
残留農薬の検査実施予定数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定められており、毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定数の達成率を目標値としています。

### 用語の解説

#### 収去検査

収去検査とは、小売店などから検査のために必要な量の食品を無償で採取し行う検査で、食品衛生法第28条に基づく、食品の安全性の確認を目的とするものと、食品表示法第8条に基づく食品表示の適性確保を目的とするものがあります。

#### 沖縄県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき厚生労働省が示した指針を基に、県内における食品営業施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況等、地域の実情に合わせて、毎年度、監視指導計画を定めています。

### 施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

#### 基本施策（2）安全安心な畜産物・水産物の提供の推進

安全で安心な畜産物を供給するためには、と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉の検査による衛生確保対策、牛海綿状脳症（BSE）を含む伝達性海綿状脳症（TSE）対策、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の防疫対策が必要です。

また、安全で安心な水産物を供給するためには、養殖業者による水産用医薬品の適正使用・管理が必要です。

## ア T S E ( B S E ) 対策の推進 (畜産課、薬務生活衛生課)

### <取り組みのポイント>

- と畜場に搬入される牛や山羊について、T S E ( B S E ) に感染していないかどうかを確認するため、T S E ( B S E ) スクリーニング検査を実施します。牛については、生体検査において、行動異常又は神経症状を呈する牛について検査を行います。山羊については、生体検査において削瘦、被毛粗剛、異常行動、運動失調などの臨床症状を呈する山羊について検査を行います。
- T S E ( B S E ) の感染源となる異常プリオンが蓄積する特定危険部位の除去及び焼却処理を徹底します。
- 死亡牛のうち「BSE の特定症状を呈していた全月齢の牛」、「特定症状以外で BSE が否定できない症状を呈していた全月齢の牛」について検査を行います。

## 目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
6 T S E ( B S E ) スクリーニング検査頭数 (頭 / 年)	6	随時

### 【数値目標の考え方】

#### 6 T S E ( B S E ) スクリーニング検査頭数

牛及び山羊の T S E 検査については、と畜検査時に T S E ( B S E ) を疑う症状を呈した獣畜を対象に検査を行うことから目標値は数値化せず、随時としています。

### 用語の解説

#### TSE (伝染性海綿状脳症) 及び BSE (牛海綿状脳症)

牛海綿状脳症 (BSE : Bovine Spongiform Encephalopathy) は、伝達性海綿状脳症 (TSE : Transmissible Spongiform Encephalopathy) の一つで、異常プリオンタンパク質が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状となり、異常行動、運動失調などの神経症状を示し、最終的には死に至ります。

BSE 検査は、平成 17 年 10 月 1 日よりスクリーニング検査の対象に、めん羊及び山羊が加わり、検査名が伝染性海綿状脳症 (TSE) 検査と改名されました。TSE に関する病気として、牛の BSE、めん羊及び山羊のスクレイピー等があります。

#### 特定危険部位

異常プリオンが蓄積する可能性があるため、除去及び焼却が義務付けられている部位のことで、牛の場合は、30 か月超齢の頭部 (舌・頬肉・皮以外)、脊髄、脊柱と、全月齢の扁桃、回腸遠位部が該当します。